

G7 開発大臣会合

国際支援における性的搾取・虐待からの保護に関するウィスラー宣言（仮訳）

（2018年6月2日，於：加・ウィスラー）

開発及び人道支援部門等におけるものを含め、性的搾取・虐待は、看過できない。これらの悪質な行為は、信頼及び権力の目にあまる乱用であり、国際支援及び協力の取組及び正当性を損ね、並びに人権を侵害し得る。我々は、性的搾取・虐待の最近の事案は援助従事者の大多数の行動を表すものではないことを認識しているものの、最近の数か月、G7 メンバーは、パートナーが多数の国際フォーラムにおける最高の倫理基準を遵守すべきとの期待を伝え、人々をかかえる害悪から守るための具体的な行動を要請した。性的搾取・虐待のこのような事例に対応するためには、障害者及び社会において疎外されることが多いマイノリティーを含む特定の個人が直面する特定の課題を認識しつつ、根深いジェンダー不平等及びパワーバランスの欠如に対処し、透明性及び説明責任を優先し、裨益者及びサバイバーのニーズを満たす、制度横断的なアプローチが必要となる。肯定的な変化を促進するセーフガード政策及び手続を強化するこれまでの取組を活用し、緊密に関連するセクシャルハラスメントの問題に対応しなければならないことを認識しつつ、性的搾取・虐待への対処に関する変化の一步へとつなげる、差し迫った必要性がある。

我々は、国連全体における性的搾取・虐待に対する国連事務総長のいかなる造反も許さない（ゼロトレランス）アプローチ、及び性的搾取・虐待の予防に関するボランティア・コンパクトを歓迎する。我々は、機関間常設委員会（IASC）の行動規範の6つのコア原則及びIASCの性的搾取・虐待からの保護に関する8つのミニマム運用基準といった、人道の枠組みにおける性的虐待・搾取からの保護を制度化するための、IASC等を通じた国際機関及びパートナーによるこの10年間以上にわたる取組を認識する。

我々G7 開発大臣は、自国政府が、国際支援における性的搾取・虐待から個人を保護し、またそれに対応すべく、国内及び国際的なシステムの能力を強化すべく、共同で、また、パートナーと共に取り組んでいくことをコミットした。

自国の政府が共に取り組み、パートナーと共に、国際的援助に関する性的搾取・虐待から個人を保護し、対応するような自国及び国際的システムの能力を強化するために取り組む。

我々の政府は、

- ボランティア・コンパクトに含まれる性的搾取・虐待に対する国連事務総長のゼロトレランス・アプローチへの我々のコミットメントを果たし、他の政府に対し同じことを行うよう促す。
- パートナーに対し、下記を実施するよう促し、可能な場合には要求する。
 - 人道支援における、IASC の行動規範の 6 つのコア原則及び IASC の性的搾取・虐待からの保護に関する 8 つのミニマム運用基準といった行動規範を含め、人道及び開発部門の両方における、現地における強力かつ公に利用可能なセーフガード政策及び手続
 - 加害者を雇用することを防ぐための、採用及び照会の実践
 - 加害者を効果的に対処することに適した制度の導入
 - 性的搾取・虐待事案の予防及び対応のための全ての職員の定期的な訓練
 - 不正行為に係る全ての申立てが透明かつ公平に追求され、懸念が聴取され、それに基づき行動がとられ、サバイバーが報復から保護される、匿名、秘密及び利用可能な報告手続(例: 内部告発制度)
- 脆弱な人々の保護及びそれらの人々への説明責任を高めるべく、パートナーによる公式なフィードバック・苦情・反応メカニズムの策定及び実施を推進する。
- 国連関係機関、政府及び市民社会と連携し、例えば、国連被害者権利擁護者の取組を通じて、被害者支援に対する統合的、戦略的な反応を促す。
- 国際制度横断的に性的搾取・虐待に対処する基準及びメカニズムの調和に向けて取り組む。
- 全てのパートナーが、特に制度レベルでの差異をなくし、より小規模な組織の能力を高めるベストプラクティスを共有し、実施することを推奨する。
- 基準を設定し、ハラスメントを予防し、我々自身の職員を保護するために、我々自身の制度における透明性及び説明責任を強化する組織的変化を促進する。

G7 大臣らは、2018 年 10 月 18 日に英国・ロンドンで開催される、性的搾取・虐待・ハラスメントの対処に関する国際会議への各国政府の参加等を通じて、これらのコミットメントを推進するための連携を継続する。

(了)